

川根本町では、町内の空き家の現状を把握するため、隔年で「空き家実態調査」を実施しています。

本年度が調査を実施する年となりますので、9月以降、役場職員が各地区を回って、空き家の様子を確認させていただきま。よろしく願います。

この調査の過去の結果によれば、町内の空き家の数は、平成26年度240件、令和元年度480件、令和4年度564件と、年々増加していることが分かります。

今後、各地区に点在する空き家の老朽化による周囲への影響などが大きな問題になると懸念されています。

町では、この実態調査をはじめとして、空き家の利活用を図るための「空き家バンク」の運用や、空き家の放置を防ぐため所有者への連絡・助言などの取り組みを進めています。



川根本町の空き家対策

空き家の利活用や危険空き家への対策を進めています

空き家の解体を支援

空き家の解体を検討している人に朗報です！
補助制度が創設されました

管理されないまま放置された空き家は、いづれ老朽化により倒壊する危険があります。また、周囲に草木が生い茂る、動物が出入りしてゴミが散乱する、防犯上の不安があるなど、近隣住民への悪影響も心配されています。空き家を解体するためには多額の費用がかかることを考慮し、このほど建設課 建設事業室では「空き家除却（解体）補助金」を創設。一步を踏み出すお手伝いをします。

空き家所有者の皆さま、ご近所への悪影響を未然に防ぐため、建設課 建設事業室にご相談ください。

対象となる空き家

- ・昭和56年5月31日以前に建てられた家
- ・1年以上使用されていないこと
- ・空き家等（住宅、店舗、事務所、倉庫）または附属する建物

補助金額

- ・空き家などの除却に要する経費の2分の1。上限30万円（家財道具、機械、車両、浄化槽、地下埋設物は対象外）

※このほかにも条件などありますので、詳細については建設課までお問い合わせください。

建設課 建設事業室 ☎ 0547-56-2227

空き家バンクで利活用

制度開始から11年。これまで110件の空き家が登録され、うち70件以上が次の人へ！

増え続ける空き家を利活用するため、経営戦略課 定住移住推進室では、「空き家バンク」制度を運用しています。

空き家を売りたい・貸したい人と、家を必要とする人との橋渡しを行うことで「みんなが幸せになる」、そんな事業を目指しています。

空き家バンクは平成24年度にスタート。現在までに110件が登録され、そのうち70件以上が新たな居住者の手にわたり活用されています。

本年度からは、従来の「空き家」に加えて「住宅建設が可能な宅地」も登録が可能とし、多様なニーズに対応できるよう制度改正を行いました。

空き家バンクの登録に際しては「相続済みであること」などの条件がありますので、興味のある方は経営戦略課 定住・移住推進室にご相談ください。

空き家バンクに登録された空き家については、家屋内の家具家電等を撤去するための補助制度もご利用いただけます。

経営戦略課 定住・移住推進室 ☎ 0547-56-2221